

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市一般廃棄物処理基本計画 修正案
1-1	一般廃棄物処理基本計画 P10	表2-4 ごみ発生量の実績	一人一日当たりのごみの発生量について、なぜ家庭系ごみや集団回収等だけでなく、事業系ごみも加えているのでしょうか。国や県も同様で事業系ごみを加えることは一般的であることは理解していますが、自分が直接排出しておらず、削減にも貢献できない事業系ごみが、自分の出したごみ発生量としてカウントされ、増減を評価されていることに一市民として納得できません。事業系ゴミの責任は事業者であり、市民一人当たりの総量にはカウントされるべきではないと思います。事業系ごみを加える理由と、この数値を用いて何をご説明されたいのか意図を教えてください。	事業系ごみを含めた1人1日当たりのごみ発生量は、一般廃棄物の総量を表す指標の一つであり、必要な数値と考えています。しかし、市民のごみ減量化や分別の努力が分かりにくいことから、事業系ごみを除いた指標として「1人1日当たりの家庭系ごみ発生量」も設けています。なお、今回の計画から、第2章3(2)数値目標に、「1人1日当たりの家庭系ごみ発生量」を追加しています。	無	
1-2	一般廃棄物処理基本計画 P13	ごみ処理経費の実績	ごみ処理経費について、年推移から大幅な変動が無いことは理解できましたが、それとは別に市民が経費の妥当性を評価できる情報を追加すべきと思いました。現状の説明だけでは、1tあたり約4万8千円がいったい高いのか安いのか、全く判断できません。具体的には、周辺自治体や国の経費の事例等の比較できる情報を追加して掲載することを提案します。	ごみ処理の方法・体制、それを採用している理由、人口など、ごみ処理経費に関する諸条件は市町村ごとに異なり、金額の比較のみで評価することは難しいため、本計画へは掲載しておりません。	無	
1-3	一般廃棄物処理基本計画 P14,35	図2-8、図3-5 【中間評価】概要	中間評価の概要が掲載されていますが、この評価の根拠が記載されておらず、×の妥当性が全く理解できませんでした。いったい、これは「誰」がどのような「評価基準」に基づいて評価したのでしょうか。本計画はPDCAサイクルに基づいており評価は極めて重要です。図2-8および図3-5が妥当な評価であるのか、市民が評価できるような情報を付記することを提案します。	中間評価の詳細は平成28年2月に作成した「流山市一般廃棄物処理基本計画【中間評価】」で公表していますので、本計画では概要のみを掲載しています。	無	
1-4	一般廃棄物処理基本計画 P14,19	【中間評価】概要 個別施策2 ホームページや広報等による情報提供  個別施策1 ごみの減量・資源化の啓発	ごみの減量には市民の理解と協力が必要不可欠です。この理解や協力を得るべき市民は現在の市民の方々でなく、これから新しく市民となる方々も含まれます。また、昨今の国際化を踏まえると、市民が用いる言語やごみを含む生活文化も多様化することが予想されます。しかしながら、1～30の施策には、多様化する市民層を想定した情報提供や環境教育・普及活動に関する項目が見当たりません。2. ホームページや広報等～が関連するかもしれませんが評価が×であり現状で対応できていませんから、多様化する市民層への対応は難しいでしょう。多様化する市民層を対象とすることを特掲して施策を検討すべきだと思います。審議会の答申においても市民の理解と協力の重要性が述べられておりますので、多様化する市民層に対応する情報提供や環境教育・普及活動を施策に盛り込むことを提案します。	転入者には、転入時において「家庭ごみの正しい分け方・出し方」と「ごみ収集曜日カレンダー」を配布するとともに、外国人にも、英語、中国語など5か国語のパンフレットを用意し、配布しています。また、自治会を対象とした出前講座も開催し、情報提供・普及活動を実施しています。これらの活動は、第2章4個別施策1に含まれると考えているため、特掲して新たに加えることは考えておりませんが、今後もこれらの活動を継続し、多くの市民にご理解とご協力をいただけるよう、取り組んでまいります。	無	
1-5	一般廃棄物処理基本計画 P11,17	資源化率の実績  資源化率	資源物の回収量や資源化率の減少傾向について、その要因に関するお考えをお聞かせください。資源物のごみとして処分されているということと思いますが、これはやはり市民への情報提供や働きかけが足りないように思います。また、現在の資源物の回収方法に問題はありませんか。集団回収の報奨金が自治会に還元される仕組みは本当に素晴らしい取り組みと存じます。ただし、自治会に入っていない市民にとっては集団回収に出すモチベーションとはなりません。自治会に関わらず集団回収に出すインセンティブを与えるような仕組みも考えると良いのではないのでしょうか。	資源化率の減少傾向の要因は、びん・スチール缶からペットボトル・アルミ缶への移行によるかさ比重の減量及び電子媒体の普及による紙媒体の減少により、ごみの総排出量に対する資源物の重量が減少していることが考えられます。また、近年スーパー等の店頭で資源物回収を行っている事業者が増加しており、回収時にはポイントが付与されるなど、個人に直接還元される制度を多くの方が利用されていることも要因として考えられます。本市の集団回収における報償金は、他市町村と比べても高水準であり、モチベーションが下がることはないと考えています。また、自治会だけでなく、PTAや老人会などの団体でも集団回収が行われています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市一般廃棄物処理基本計画 修正案
1-6	一般廃棄物処理基本計画全体		資源物の回収に疑念があります。南流山センターの前に資源物回収専用のステーションが設置されていますが、この利用者のマナーがあまりにひどく、目に余ります。回収日以外は施錠されているようですが、ルールを無視した利用者が施錠されていても気にせずステーション周囲に乱雑に資源物を放置していきます。また夜間に県外ナンバーを付けた車両が、施錠されたステーションの周囲に放置している様子も見受けられます。これら利用者は全く悪びれた様子はありません。この処理に市の税金が利用されているのであれば問題だとも感じます。 南流山センターは地域住民が広く利用する公共の場ですから、市民として景観や環境はかなり気になります。また、地域住民として恥ずかしいです。段ボールや新聞の放置は火災や防犯の点で心配もあります。センターの職員の方が片付けている様子も拝見していて市民として心が痛みます。 防犯カメラを設置することや警察にパトロールを依頼するなど、ルールやマナーを無視した利用を防ぐ手段を考えて頂きたいと市に強く要望します。また、ルールやマナーの順守を徹底させることができないのであればステーションを廃止して頂きたいとも思います。	本計画の内容に係るご意見ではありませんが、ご提案内容について、自治会等の意見を踏まえ、具体的な対応を検討してまいります。	無	
1-7	一般廃棄物処理基本計画 P26	個別施策30 焼却施設に係るCO2排出量の削減	CO2の削減について、ごみ焼却に伴うCO2排出量に関する説明は見受けられますが、流山市のCO2総排出量に対するごみ焼却に伴うCO2排出量の割合も併せて記載した方が、ごみ削減の重要性の理解が深まると思われました。	本市全体のCO2排出量に対するごみ焼却に伴うCO2排出量の割合は、毎年作成している「環境白書」並びに平成29年3月に作成した「第3期地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化！流山プラン)」で公表していますので、本計画では、ごみ処理に係るCO2排出についてのみ掲載しています。	無	
1-8	一般廃棄物処理基本計画 P26	個別施策30 焼却施設に係るCO2排出量の削減	CO2削減について、ごみ発電量に関する説明が一切なく違和感がありました。ごみ発電はCO2排出量の削減に寄与しているのではないですか。また、クリーンセンターには太陽光発電パネルが設置されていないのでしょうか。もし設置が無いのであれば、施策に再生可能エネルギーの利用も盛り込み、設置の検討を提案します。	第2章 4 個別施策30 に書かれているサーマルリサイクルには、ごみ発電も含まれています。クリーンセンターでは、発電した電気を焼却施設やリサイクルプラザで使用することにより、CO2排出量の抑制を図っています。また、平成28年3月に作成した「第3期地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画)」で太陽光発電設備の導入を重点取組と位置付けています。 クリーンセンター屋根への市による太陽光パネルの設置は考えておりませんが、平成25年度から20年間、民間企業に太陽光パネルの設置場所として貸し出しています。また、市役所第1庁舎をはじめ、中央図書館・博物館、小中学校など全29か所の公共施設においても屋根貸し施策を行っており、CO2の削減に寄与しています。	無	
1-9	一般廃棄物処理基本計画 P14	【中間評価】概要 個別施策26 汚泥再生処理センターの剪定枝資源化施設による剪定枝の資源化の促進	26. 汚泥再生処理センターの剪定枝資源化施設による剪定枝の資源化の促進の評価結果に疑念があります。×となっていますが、達成できなかった要因は東京電力の責任であり、市や市民に関係する要因は一切ありません。ですから、×ではなく、評価無が妥当だと思いますので、修正を提案します。	平成28年2月に作成した「流山市一般廃棄物処理基本計画【中間評価】」では、計画策定当初の目標値に対して評価を行っていることから、結果的に目標を達成できなかったことで評価が×となっているものです。本計画はその評価結果を再評価するものではありませんが、ご指摘のとおり、達成できなかった理由は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、剪定枝の資源化を休止したことによるものです。なお、評価の詳細は「流山市一般廃棄物処理基本計画【中間評価】」をご覧ください。	無	